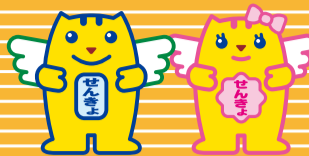


明るい選挙推進情報誌

せんきよかわら版



明るい選挙推進キャラクター
選挙のめいすい(明推)くん、
メイちゃん

No. 47

令和5年12月発行

編集・発行 / 福岡市・区選挙管理委員会、福岡市・区明るい選挙推進協議会

令和5年度

明るい選挙啓発ポスターコンクール



委員長賞

塩原小学校 5年 福永駿介さん



会長賞

博多工業高校 1年 亀井唯吏さん

将来の有権者である小・中・高校生の皆さんを対象に、今年度も「福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール」を実施しました。

125点の応募のうち、「福岡市選挙管理委員会委員長賞」10点、「福岡市明るい選挙推進協議会会長賞」10点、「佳作」40点が入賞しました。

入賞作品は、12月5日(火)～12月11日(月)に市役所1階市民ロビーにて展示の後、各区役所等で巡回展示いたします。

各日程及び展示方法については、福岡市選挙管理委員会のホームページをご覧ください。



福岡市選挙管理委員会
ホームページ

選挙の大切さを伝える
すてきな作品ばかりです。
ぜひご覧ください。



みんなにやさしい選挙

投票所には、車いすや老眼鏡などご用意
しています。お気軽にお声かけください。



車いす



老眼鏡



拡大鏡



ハイター



補助照明



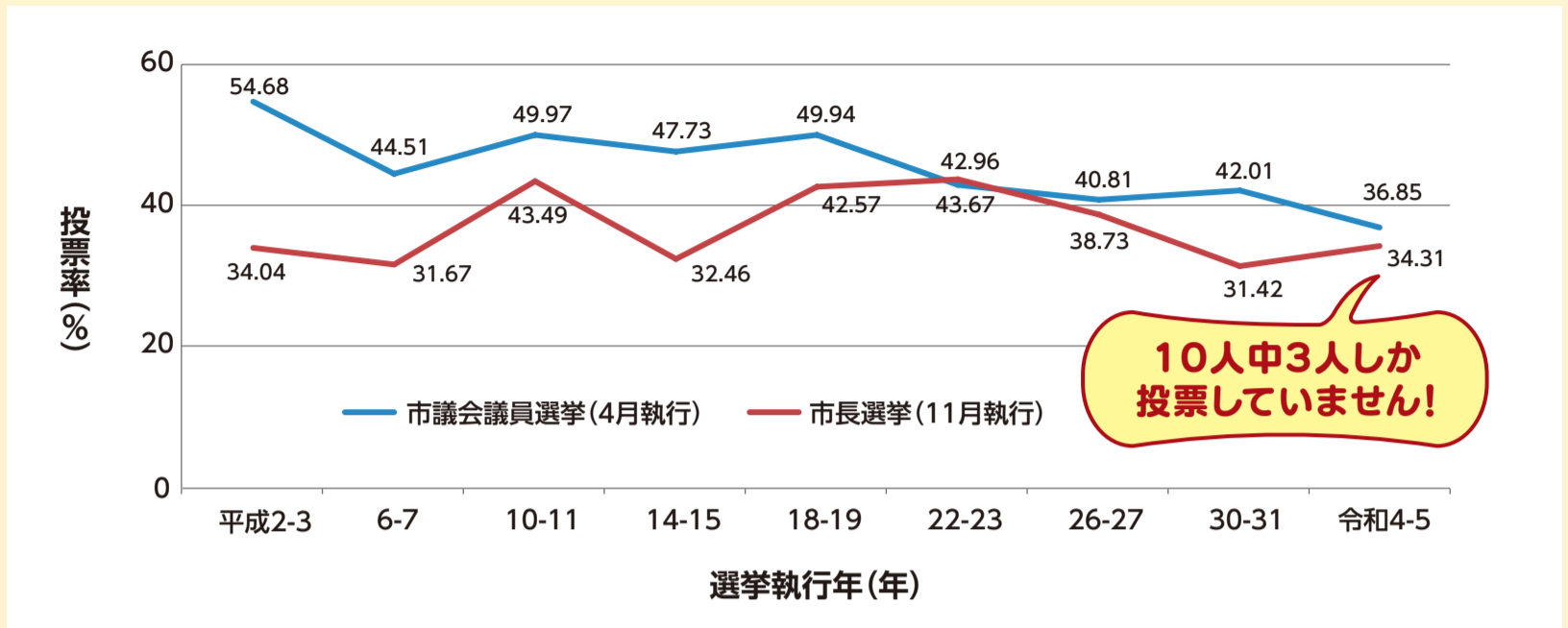
点字器



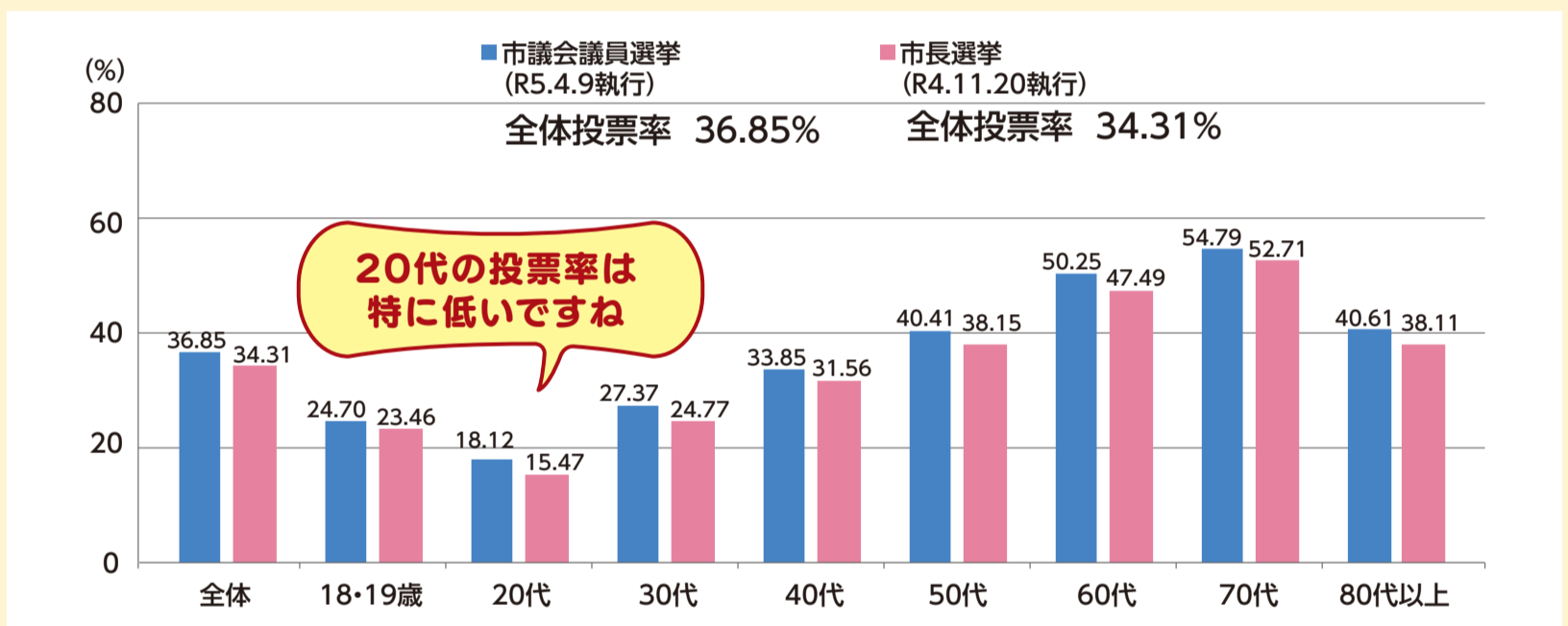
希望する方には、投票所入場整理券を郵送する際に、「投票所入場整理券であることを表示した点字シール」を封筒に貼って郵送しています。また、投票日などの選挙情報を記録した音声コード(ユニボイス)の印刷紙の同封もできます。申し込みは、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へお電話ください。電話番号は本紙4面をご覧ください。

選挙の投票率は低い傾向にあり、特に若い世代の投票率は全体平均を大きく下回っています。

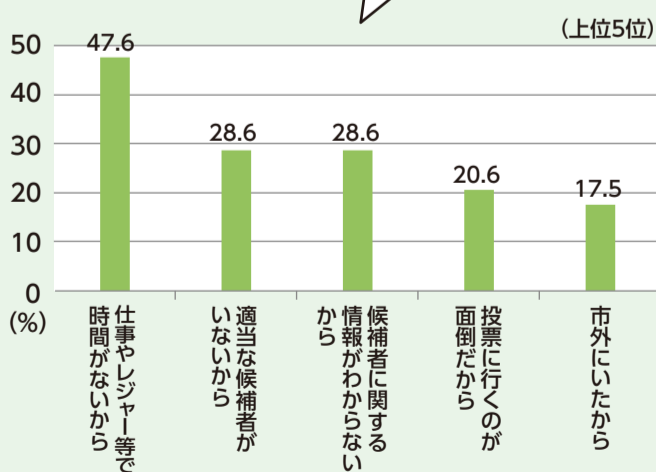
市議会議員選挙・市長選挙の投票率の推移



市議会議員選挙・市長選挙の年代別投票率



若者に聞きました!! 投票に行かなかった主な理由は??



令和4年福岡市長選挙、令和5年統一地方選挙で投票に行かなかった18歳～29歳が回答(令和5年度 市政アンケート調査)

◆「仕事やレジャー等で時間がないから」の割合が47.6%と最も高く、全体世代でも同様の理由で行けなかったと回答した人の割合は38.4%で最も高いという結果でした。

引っ越したら 住民票を移そう

進学や就職などで転居した場合は、新住所地で投票ができるように、忘れずに住民票を移しましょう。

※引っ越した場合、転入した日から14日以内に届出をする必要があります。

住民票を移して、3カ月経過していれば、新住所の選挙人名簿に登録され、新住所で投票することができます。

住民票を移していても、引っ越して3カ月経たずに選挙がある場合は、旧住所地で投票をすることができます。

旧住所地に戻れない場合は、「不在者投票」をご利用いただけます。

「不在者投票」の方法については、本紙3面をご覧ください。

あなたの一票 大切に!!



投票日に投票所へ行けない場合の投票方法

仕事やレジャーなどで投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票や不在者投票を利用して投票日より前に投票することができます。



投票日に用事が...

期日前投票ができます!



投票日に仕事やレジャーに行く人は、お住いの区の区役所、出張所、なみきスクエア(東区のみ)やさざんびあ博多(博多区のみ)などで期日前投票ができます。日時や場所については、選挙時に送られてくる投票所入場整理券や選挙管理委員会のホームページ等でご確認ください。



選挙期間中福岡市にいない...

福岡市外でも投票ができます!



仕事や旅行などで福岡市以外の市区町村に滞在している人は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

投票の方法

- ①「不在者投票請求書・宣誓書」(請求書)により、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙を請求。
- ②投票用紙が郵送されてくるので、中に入っている封筒は開封せずに最寄りの市区町村選挙管理委員会へ持参し、投票。

※郵便でやりとりするため、時間を要します。お早めに手続きをお願いします。
※「不在者投票請求書・宣誓書」は、最寄りの市区町村選挙管理委員会にあります。また、選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。



入院中なので病院で投票したいのですが...

入院先で投票ができます!



県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。
施設の長に不在者投票を希望する旨を申し出てください。

※個人で区の選挙管理委員会に投票用紙を請求することもできます。詳しくは施設又は区の選挙管理委員会にお尋ねください。



障がいがあって外出が困難なので郵便で投票したいのですが...

郵送で投票ができます!



下記①②③のいずれかに該当する人は、自宅などで投票用紙に記載して、区の選挙管理委員会に郵送する方法(または信書便)で投票することができます。
※投票用紙の請求期限は選挙期日の4日前までになります。
※あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【郵便などによる不在者投票ができる人】

①身体障害者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
免疫、肝臓の障がい	1級・2級・3級

②戦傷病者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹の障がい	特別項症・第1項症・第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症

③介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人

ご存じでした?
入場整理券が手元になくても投票できます

投票所でお渡しする用紙に、お名前やご住所等をご記入いただき、本人確認ができましたら、入場整理券がなくても投票ができます。

ただし、確認に少々お時間をいただきますので、入場整理券をお持ちいただいた方が早く投票することができます。

候補者に関する情報の調べ方

どの候補者・政党に投票すればいいかわからないという場合、候補者・政党が行う選挙運動や政治活動から政策や考え方を知ることができます。

【主な選挙運動の例】



選挙公報
(市HPにも掲載)



街頭演説



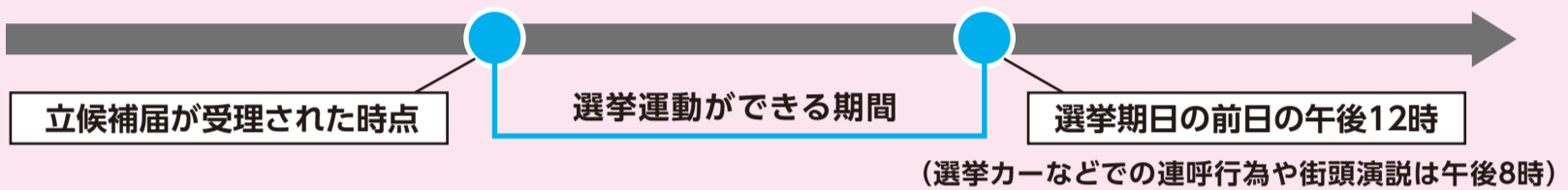
HPやSNS

選挙運動って何？

選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とされています。

選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、公職選挙法により「立候補届が受理された時から、選挙期日の前日まで」とされています。また、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。**選挙期日当日の選挙運動は禁止されています。**



政治活動について

政治活動は、政治上の目的をもって行われるいっさいの活動とされており、平常時から原則として自由に行うことができます。ただし、選挙運動にわたる行為については、公職選挙法において選挙運動としての規制を受けます。

【主な政治活動の例】

ポスターの掲示(演説会等の開催を告知するもの)、政治活動用事務所の立札・看板の掲示、演説会の開催
※いずれも選挙運動にわたらない行為に限られます。また、候補者の氏名や後援団体の名称を表示したポスターについては、選挙前一定期間は掲示が制限されます。

——— 政治活動・選挙運動についての基本的な内容は、下記の選挙管理委員会のホームページにも掲載しています。 ———

政治家(候補者、立候補しようとする人、現職の市長・議員など)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。誰も寄付を求めてはいけません。

みんなで守ろう三ない運動。

贈らない。 求めない。 受け取らない。

政治家の寄付は禁止

政治家は有権者に寄付を 贈らない!	有権者は政治家に寄付を 求めない!	政治家から有権者への寄付は 受け取らない!
入学祝・卒業祝	お歳暮やお年賀	落成式・開店祝の花輪
お祭りの寄付や差し入れ	町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ	地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

お問い合わせ先

今回の「せんきよかわら版」はいかがでしたか。少しでも皆様の選挙への関心を深めていただけたら幸いです。選挙に関してわからないことや、ご意見・ご感想などがありましたら、下記の選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail	事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail
東区	645-1009	645-1127	812-8653	東区箱崎2丁目54-1	higashi.EACS@city.fukuoka.lg.jp	城南区	833-4005	822-2142	814-0192	城南区鳥飼6丁目1-1	jonan.EACS@city.fukuoka.lg.jp
博多区	419-1006	452-6735	812-8512	博多区博多駅前2丁目8-1	hakata.EACS@city.fukuoka.lg.jp	早良区	833-4399	833-4388	814-8501	早良区百道2丁目1-1	sawara.EACS@city.fukuoka.lg.jp
中央区	718-1007	714-2141	810-8622	中央区大名2丁目5-31	chuo.EACS@city.fukuoka.lg.jp	西区	895-7105	882-2137	819-8501	西区内浜1丁目4-1	nishi.EACS@city.fukuoka.lg.jp
南区	559-5005	561-2130	815-8501	南区塩原3丁目25-1	minami.EACS@city.fukuoka.lg.jp	市	711-4682	733-5790	810-8620	中央区天神1丁目8-1	senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp